平成２５年（再イ）第６号
佐賀県神埼市神埼町尾崎2864番地16
再生債務者　柿原　元子
1　決議に付する再生計画案　平成25年５月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年６月25日まで
平成25年６月４日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（再イ）第４号
北海道小樽市桜２丁目37番15号　コーポ加藤２号室
再生債務者　寺田　樹実（旧姓山田）
1　決議に付する再生計画案　平成25年５月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月１日まで
平成25年６月３日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（再イ）第５３号
札幌市東区東苗穂４条３丁目２番47号　グラッツェ22―201号
再生債務者　飯田　文孝
1　決議に付する再生計画案　平成25年６月３日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月２日まで
平成25年６月４日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１６号
北海道岩見沢市大和２条５丁目32番地
再生債務者　外川　優
1　決議に付する再生計画案　平成25年５月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月２日まで
平成25年６月４日
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（再イ）第３４号
群馬県高崎市下室田町2904番地４
再生債務者　姫野　博司
1　決議に付する再生計画案　平成25年５月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月２日まで
平成25年６月４日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（再イ）第４号
山梨県山梨市落合470番地の５
再生債務者　岸本　三郎
1　決議に付する再生計画案　平成25年５月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月２日まで
平成25年６月４日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（再イ）第１３号
和歌山市西庄85番地の７
再生債務者　ＣＡＲＣＬＥＡＮジャスティこと　西　一彦
1　決議に付する再生計画案　平成25年６月３日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月２日まで
平成25年６月４日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（再イ）第１４号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢434番地２
再生債務者　千田　文昭
1　決議に付する再生計画案　平成25年５月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月４日まで
平成25年６月３日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第１９号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目16番10号　朝日パリオ上福岡104号
再生債務者　清水　俊夫
1　決議に付する再生計画案　平成25年６月３日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月４日まで
平成25年６月３日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第２５号
滋賀県近江八幡市鷹飼町南３丁目５番地８704号
再生債務者　松澤　吉明
1　決議に付する再生計画案　平成25年５月25日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月８日まで
平成25年６月３日　大津地方裁判所彦根支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再イ）第１１２号
名古屋市天白区元八事５―35　ラフォーレやまだ205号、認可決定時の住所愛知県幡豆郡吉良町大字富田字油田17番地１
再生債務者　黒野　敦
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年10月２日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年６月４日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２０年（再イ）第２４４号
千葉市中央区宮崎２丁目10番24号
再生債務者　森　正知
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年12月４日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成25年５月31日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再イ）第１２５号
埼玉県新座市新堀２丁目11番５号
再生債務者　小糸　稔
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成22年５月10日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年６月４日
さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第９４７号
東京都目黒区上目黒３―27―17
再生債務者　大渕　康文
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成25年５月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第３３号
東京都八王子市みなみ野５―19―３―713
再生債務者　奥山　誠
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年５月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第１４号
東京都世田谷区奥沢３―47―６―503
再生債務者　岡村　政志
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成25年６月３日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再口）第４号
埼玉県入間郡三芳町大字上富427番地18
再生債務者　奥野　晃紳
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月20日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月４日から平成25年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再口）第１００３４号
神奈川県川崎市川崎区田町２―４―11―305
再生債務者　正岡　利弘
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月12日から平成25年８月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再口）第１００３９号
東京都稲城市大丸355―６　ヴァンヴェールＢ103
再生債務者　吉留　弘騎
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月12日から平成25年８月２日まで
東京地方裁判所民事第20部